禁転載複製
当日配付
試験終了後公開

D20

「中央職業能力開発協会編」

令和６年度 技能検定
３級 とび 学科試験問題
（とび作業）

1. 試験時間　　1時間
2. 問題数　　30題
3. 注意事項
   (1)　係員の指示があるまで、この表紙はあけないでください。
   (2)　答案用紙(真偽法用)に検定職種名、作業名、級別、受検番号、氏名を必ず記入してください。
   (3)　係員の指示に従って、問題数を確かめてください。それらに異常がある場合は、黙って手を挙げてください。
   (4)　試験開始の合図で始めてください。
   (5)　解答の方法(真偽法)は次のとおりです。
      イ.　一つ一つの問題の内容が正しいか、誤っているかを判断して解答してください。
      ロ.　答案用紙(マークシート用紙)へ解答する際は、答案用紙に記載されている注意事項に従ってください。
      ハ.　答案用紙の解答欄は、試験問題の題数に応じて解答してください。解答欄は100題まで解答できるようになっています。
   (6)　電子式卓上計算機その他これと同等の機能を有するものは、使用してはいけません。
   (7)　携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等は、使用してはいけません。
   (8)　試験中、質問があるときは、黙って手を挙げてください。ただし、試験問題の内容、漢字の読み方等に関する質問にはお答えできません。
   (9)　試験終了時刻前に解答ができあがった場合は、黙って手を挙げて、係員の指示に従ってください。
   (10)　試験中に手洗いに立ちたいときは、黙って手を挙げて、係員の指示に従ってください。
   (11)　試験終了の合図があったら、筆記用具を置き、係員の指示に従ってください。

1　労働安全衛生法関係法令によれば、単管足場の地上第一の布は、3mの位置に設けなければならないと規定されている。

2　登り桟橋には、必ず踏桟その他の滑止めを設けなければならない。

3　同じ地層であれば、土圧は、深く掘れば掘るほど大きくなる。

4　木工事において、くぎの長さは、一般に、打ち付ける板厚の2倍がよい。

5　現場での鉄骨組立ては、建入れ、本締め、ゆがみ直しの順に行うとよい。

6　クレーンを使用して荷の上げ下ろし作業を行っているときは、つり荷の下に人が立ち入らないようにしなければならない。

7　解体等で使用する圧砕機は、垂直たたきに適している。

8　高さ6mのコンクリート建築物の解体には、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者の選任の必要はない。

9　水盛り遣方（やりかた）の木製のくいを打ち込むには、一般に、かけやを使用する。

10　インパクトレンチは、回転打撃機構を備えた、ボルト、ナット等を締め付けたり緩めたりする電動工具である。

11　ホイストは、主に、荷物の揚重に使用される。

12　移動式足場(ローリングタワー)は、人を乗せて移動してもよい。

13　バックホウは、パワーショベルと比べ、地盤面よりも低いところの掘削作業に適している。

14　足場用鋼管には、抜止めピン加工がされている。

15　クレーンのフックには、片フックと両フックの2種類がある。

16　わく組足場の交さ筋かいは、足場の片面にだけ取り付ければよい。

17　シャックルとは、ワイヤロープの結合に使用される金具をいう。

18　コンクリートは、一般に、水、セメント及び細骨材(砂)を練り混ぜたものである。

19　なまし鉄線は、一般に、番手の数値が大きいものほど、その径は太くなる。

20　腹起しとは、落下物を受け止めるために足場に傾斜して張り出した養生棚をいう。

21　人体又はこれと同等以上の重さを有する落下物によって衝撃を受けた安全ネットは、損傷がなければ、再使用してもよい。

22　鉄筋コンクリート造の構造形式の一つに、ラーメン構造がある。

23　鉄骨造は、一般に、耐火構造である。

24　建築基準法関係法令によれば、建築工事等における工事用材料は、倒壊、崩落等による危害の少ない場所に安全に集積しなければならない。

25　建築基準法関係法令によれば、建築物の建方を行うに当たっては、仮筋かいを取り付ける等荷重又は外力による倒壊を防止するための措置を講じなければならない。

26　建築基準法関係法令によれば、工事現場の周囲に設ける仮囲いの高さは、地盤面から1.0m以上としなければならない。

27　労働安全衛生法関係法令によれば、玉掛け用ワイヤロープがフックから外れることを防止するための外れ止め装置を具備するクレーンを用いて荷をつり上げるときは、当該外れ止め装置を使用しなければならない。

28　ツールボックスミーティングとは、作業現場において行う作業開始前の打合せをいう。

29　作業場内に設けられた通路には、作業の都合によっては、通行の妨げになるように材料をおいても差し支えない。

30　労働安全衛生法関係法令によれば、事業者は、高さ2m以上の箇所で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。